

第2回 洲本市特別職報酬等審議会 会議録（要約）

《資料の説明について》

事務局：資料により説明

《審議》

○議会議員の報酬について

委員：前にお話したように、全国の資料を確認して「現状より下げる」はなく、まずは期末手当の削減を廃止することが先決であると考えて、報酬については「現状のまま据え置く」と考えます。

委員：職務に見合った報酬という点で、「現状よりも上げる」と考えます。

委員：「現状よりも上げる」でよいと考えます。五色町との合併において、市政発足が県下6番目であることを継続させてきた。また、定住自立圏構想は、洲本市が中心市となり、島内2市との相互連携を形成している。そういったことを考え、「洲本市ブランド」の誇りに見合った報酬があつていいのではないかと思います。

委員：消去法で、「現状のまま据え置く」か「現状よりも下げる」と考えます。この4年間のなかで洲本市の話題はふるさと納税問題に尽きると思います。そのなかで市長と副市長は1年間の給料減額を行い、責任を感じておられたのかなと思います。議会側にも責任の半分があると思いますが、議会議員の報酬減額はなされなかったのを不思議に思う。県下で6番目にできた市であることは名誉なことであると思いますが、人口が減ってきている。どう他市と比較するのかを考えたときに、人口規模についても基準となるのではないかと思います。

委員：「現状よりも上げる」か「現状のまま据え置く」と考えます。議員が洲本市民なので、単純に考えると報酬を上げた分の4割ぐらいは住民税、国民健康保険税で戻ってきて、市に入るのは間違いない。そういう意味では、「現状よりも上げる」か「現状のまま据え置く」と思っています。

委員：「現状よりも下げる」はないと思っていて、ふるさと納税問題について、肌感覚で残っているので「現状よりも上げる」という選択肢はなく、「現状のまま据え置く」と考えます。

委員：「現状のまま据え置く」と考えます。

○市長、副市長、教育長の給料について

委員：先ほどの内容と重なりますが、期末手当の減額措置の廃止が優先である

思っている。また震災もなく、ふるさと納税に復帰したことも考慮し、「現状のまま据え置く」と考えます。

委員：議員報酬と同じで、「現状よりも上げる」と考えます。

委員：なぜ報酬を上げるのかとの市民感情もよくわかるが、期待を込めて議員報酬と同じように「現状よりも上げる」とします。議員については、議席が減るので予算規模は変わらないのではないかと考えます。

委員：議員報酬と同じように「現状のまま据え置く」か「現状よりも下げる」と考えます。

委員：「現状のまま据え置く」と考えます。まずは、期末手当の減額措置の廃止が先決であると考えます。

委員：議員報酬と同じように「現状のまま据え置く」と考えます。

委員：「現状のまま据え置く」と考えます。

○議会議員の期末手当の支給割合について

委員：論点がずれてしまうかもしれませんが、次の期末手当の削減率廃止と合わせて考えていきたいと思います。次回の選挙で決まった議員について収入を考えたところ、現状の手取り収入となると議席数を割る事態にもなりかねず、いろいろなご経験をされた議員になってほしい人に、なってもらえないのではないかと危惧している。期末手当の率については、人事院で決めているということは、民間の調査も踏まえているので、「人事院勧告を準拠した率とする。」「もとに戻し、現在の削減率を廃止する」と考えます。

委員：同じように「人事院勧告を準拠した率とする。」とするのが妥当と考えます。

委員：洲本市は3回に1回は無投票となることもありますので、同じような意見で「人事院勧告を準拠した率とする。」と考えます。

委員：なぜ洲本市の市議会議員選挙が無投票になるのかの問題も大事であると考えますが、より資質の高い方が立候補者となってくれるのを望みます。「現状のまま据え置く」と考えます。

委員：「人事院勧告を準拠した率とする。」に賛成です。

委員：同じように「人事院勧告を準拠した率とする。」と思います。

委員：前は7年前に開催していますが、次の開催時期は決まっていますか。

事務局：この審議会が必要な時期に開催するということになっておりまして、時期は決まっています。洲本市の場合は必要な時期がくれば開催することになっています。

○市長、副市長、教育長の期末手当の支給割合について

委員：市長への答申を受け、議会に諮られるわけですね。その時に議会に諮るときには、市長自身の意見も入ったりするのですか。一切も入らずそのままですか。

事務局：条例案ということになりますので、条例で金額のところだけ修正された上で、議会へ上程されることになります。制度的には、市長の意向が入る余地はありますが、通常であれば、皆さまにお伺いして答えを聞きましたら、市長はそれに沿った形で上程していくのが普通です。

委員：議員の期末手当と同じように「人事院勧告を準拠した率とする。」と考えます。上がる時も下がる時も人事院勧告どおりの率でよいと思います。

委員：同じ考えで「人事院勧告を準拠した率とする。」とします。

委員：基本的に同じ考え方で「人事院勧告を準拠した率とする。」と考えます。

委員：兵庫県県下の自治体の平均をみると、「上位の財政規模の大きい自治体があり、平均を引き上げているように思うので、「現状のまま据え置く」と考えます。

委員：「人事院勧告を準拠した率とする。」とします。7年前は手当の率が一般職と大差なく、見送っている。経済情勢を鑑み、人事院勧告を尊重すべきと思います。

委員：「人事院勧告を準拠した率とする。」と考えます。

委員：「人事院勧告を準拠した率とする。」と考えます。

○議会議員の期末手当の削減率廃止について

委員：先ほどもお話したとおり、「現在の削減率を廃止すべき」と考えます。

委員：「現在の削減率を廃止する」と考えます。

委員：「現在の削減率を廃止する」と考えます。

委員：ボーナスはご褒美という意味もあると思いますので、「現状の削減率のまま、据え置く」とします。

委員：「現在の削減率を廃止する」と考えます。

委員：同じように「現在の削減率を廃止する」と思います。

○市長、副市長、教育長給料関係 期末手当の削減率廃止

委員：議員と同じように、「現在の削減率を廃止すべき」と考えます。

委員：「現在の削減率を廃止する」と考えます。

委員：「現在の削減率を廃止する」と考えます。

委員：「現状の削減率のまま、据え置く」とします。

委 員：「現在の削減率を廃止する」とします。

委 員：同じように「現在の削減率を廃止する」と考えます。

○議会議員広報広聴特別委員会の正副委員長への加算報酬を支給することについて

委 員：支給する市と支給しない市があるのは何故ですか。

事務局：市によって考え方は違うのだと思います。

委 員：正直、これが一番判断に迷い、どれぐらいの負担がかかっているのか。

事務局：広報広聴特別委員会は、スポット的に会議を開くのではなくて、議会閉会の翌日 15 日に発行している議会だよりは、年間 4 回発行しております。平成 22 年以降は議員自らが作成している。編集作業があり、1 つの号を出すにあたり 5 回の会議が必要となり、負担がかかっているという現状です。

委 員：委員よりも委員長や副委員長に負担がかかるのか。

事務局：委員を束ねていく正副委員長が、注力されているように伺っている。

委 員：「正副委員長報酬の支給ありとする。」と考えます。

委 員：「正副委員長報酬の支給ありとする。」に賛成です。

《取りまとめ案の提示について》

会 長：取りまとめ案の内容説明

委 員：議員報酬と特別職の給料について、「現状のまま据え置く」とした理由として、ふるさと納税へ復帰を果たしたとはいえ、ふるさと納税問題についての意見があったことを記載していただくようお願いいたします。